

2025.11.20 第65回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第65回口頭弁論期日でした。前回の9月11日の期日から約2か月が経ちました。

先日の口頭弁論期日で、裁判所は、「原子力規制委員会の審査に時間がかかる」という。近いうちに認可がおりて再稼働する見込みがない。すると、訴えの利益がないのではないかと考える。」とのことを述べました。この点に関し、原告らの見解を示して欲しいとの求釈明がありましたので、当方は、本日、「原子力規制委員会の許可が将来なされうるものであるから、将来の稼働が予定されている以上、差し止めを求める利益は現に存在する。原子力発電所の稼働の危険性は現実的である。規制委員会の許可が下りてから訴えを提起すべきということは、原告らの救済が間に合わないこととなる。原子力規制委員会の審査を待てということは、行政の判断の過度に依存して司法審査を封じることとなる。憲法32条の裁判を受ける権利を空洞化させてはならない。」という趣旨の見解を述べました。

規制委員会は、審査をとおったとしても、「安全」だと言わないのだということを私達は忘れてはなりません。結局、原発が「安全」かどうかを、裁判所に判断してもらわないといけません。私たち個人の生命・身体の安全が侵害される具体的な危険がある場合には、私達の人格権に基づいて、原発の運転を差し止めてもらわなければなりません。最後の砦が裁判所です。

本件訴訟では、じっくりと時間をかけて、審理を尽くすことが出来ます。中部電力に対し、私達は、取水塔が地震や津波によって壊れるのではないかと質問しています。これに対し、中部電力は、あいまいな回答をしているだけです。中部電力は、地震動と津波対策について、やっと、主張を出してきました。規制委員会の審査がほぼ通ったということから、主張を出してきたのです。裁判所での審理を重要視していないと言わざるをえません。重点的な争点について、これから双方の攻防が始まります。裁判所は、双方の主張を整理しながら、争点を詰めていってもらいたいと考えます。浜岡原発は、特に、注目を集めている原発です。丁寧な審理を尽くさなければならないと考えます。

弁護士 鈴木敏弘